

答案例

第2 設問2

1 まず、Fの胸部を押した行為は「暴行」（238条）に当たらないとの主張が考えられる。

事後強盗罪の「暴行」とは、通常の強盗と同様に解し、財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行のことをいう。そして、その判断は、暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する。

甲の暴行は両手でFの胸部を一回押したにとどまり、それ自体は一般人からみて相手に生命身体への危険性を感じさせるものではない。また、甲とFは共に35歳、女性であるが、Fは万引き犯の制圧にも対応する警備員であり、甲よりも体力的に劣ると考えられる事実はない。そうすると、甲の暴行は、Fの反抗を抑圧する程度の「暴行」とはいえない。

2 次に、甲の暴行は窃盗の機会に行われたものではないとの主張が考えられる。

事後強盗罪の暴行・脅迫は、窃盗の機会になされることが必要である。原則として、窃盗の機会といえるためには、時間的・場所的に窃盗行為に接着した範囲内で行われたことを要するが、多少の場所的・時間的離隔があっても犯人が現場から引き続き追跡を受けているなど、窃盗の現場の継続的延長があるとみられる状況の下で暴行・脅迫行為がなされたときも、窃盗の機会であると評価できる。

本件では、甲は、その場から走って逃げ出し、E店を出てから約3分後、E店から約400メートル離れた公園にたどり着き、同所でE店から追ってくる人がいないかどうかをうかがっていたところ、約10分間誰も追ってこなかった。よって、Fの追跡を受けることなくその支配領域から離脱したといえる。したがって、窃盗の機会に行われたとはいえない。

3 さらに、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまるから、事後強盗罪も未遂にとどまるとの主張が考えられる。

窃盗行為の既遂・未遂によって、本罪の既遂・未遂も決定される。なぜなら、通常の強盗罪の既遂・未遂の判断基準が財産取得の有無に置かれる以上、これに準ずる事後強盗罪の場合も強盗の場合と同様でなければならないからである。

本件では、甲は、万引きがばれないように液晶テレビをトートバックに入れているが、いまだ店内にとどまっている状態であり、その一部ははみ出した状態で、一見して商品を持っていることが分かるばかりでなく、犯行の一部始終をFに目撃されているため、Fによる占有回復が考えられる以上、いまだ液晶テレビが甲の事実的支配下に移転したとはいえない。よって、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまり、事後強盗罪も未遂にとどまる。

以上

● コア各論75

● コア各論76

● コア各論86

22

● コア各論87